栃木県事業承継支援補助金のご案内

弁護士
税理士
公認会計士
司法書士
中小企業診断士
など



中小企業者の皆様が事業承継に向け専門家を活用する場合の経費の一部を助成します！

申請期間 令和8年6月10日(水)～ １２月１８日(金)まで延長
令和8年~~11月30日(月)~~ 必着

※申請額が予算額上限に達し次第、募集を終了します。

事業実施期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月14日(日)

対象経費等 〔補助率：対象経費の1／2以内、補助上限額：50万円〕

対象となる経費	補助上限額
●株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを専門家に委託した場合の経費	50万円
●デューデリジェンスの実施を専門家に委託した場合の経費	
●最終契約書やレビューの作成を専門家に委託した場合の経費	
●不動産鑑定評価書の作成を専門家に委託した場合の経費	
●最終契約書等に基づき、労務関連手続きを専門家に委託した場合の経費	
●債務整理手続きを専門家に委託した場合の経費	
●代表者の変更や、最終契約書に基づく変更登記等を専門家に委託した場合の経費	

※M＆Aの成功報酬等は対象となりません。　※後継者（M＆Aの場合は相手方）や承継の時期が未定のものは対象となりません。
※国等の補助金と重複して申請することはできません。

＊対象経費の詳細についてはホームページよりご確認ください

URL：https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/jigyoushoukei/r8uketukekaishi.html

補助対象者

県内に本店を有する中小企業者（個人事業者の場合、県内に住所を有する者）

※栃木県内の中小企業者をM＆Aにより買収する場合に限り、栃木県外に本店を有する中小企業者も対象（ただし、事業承継後も常時使用する従業員の雇用を維持し、事業拠点を栃木県内に維持・確保が見込まれること）

申請書類

1. 補助事業計画申請書
2. 補助金交付申請書
3. 補助事業計画書
4. 申請者の概要
5. M＆Aの概要
6. 誓約書
7. 県税に未納がないことを証明する書類
8. 履歴事項全部証明書または住民票の写し
9. 直近１期分の決算報告書等の写し
10. 見積書等
11. 支援機関（※）からの推薦書



※支援機関

栃木県内に所在する商工会
栃木県内に所在する商工会議所
栃木県内に本支店を有する金融機関
栃木県信用保証協会
栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
栃木県中小企業活性化協議会
公益財団法人栃木県産業振興センター

申請書類はＨＰよりダウンロードいただけます

申請手続きの流れ

支援機関（※）より推薦を受ける → 申請書提出 → 審査 → 交付決定 → 事業実施 → 実績報告 → 検査 → 請求 → 補助金の交付

※申請に当たっては、ホームページに掲載されている交付要領を必ずご確認ください。
※実績報告書は、事業完了から30日を経過した日（交付決定時に事業が終了している場合は、交付決定日から起算して30日を経過した日）又は令和9年2月19日（金）のいずれか早い期日必着でご提出ください。

申請・お問合せ先

以下の事務局宛てに郵送またはメールにより申請してください。

〒320-0806　栃木県宇都宮市中央3-1-4　栃木県産業会館３階

事業承継支援補助金事務局

（一般社団法人栃木県商工会議所連合会）

TEL 028-637-3725　E-mail jigyoushoukei@ftcci.or.jp



※受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始　12月29日～1月3日を除く）午前９時から午後５時まで